

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり公告し、一般の縦覧に供します。

平成二十一年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象区域

北葛城郡広陵町大字安部二一四番三の一部、二一五番三の一部、二一七番三の一部、二一八番三の一部、二二一番一の一部、二二三番一、二二四番一、二二四番三、二二六番一、二二六番二、二二六番五、二二六番六、二二六番七、二二七番一、二二七番三、二二八番一、二二八番三、二二九番一、二二九番二、二二九番三、二二九番五、二三〇番一、二三〇番三、二三一番一、二三一番三、二三二番一、二三二番三、二三三番一、二三三番四、二三四番、二三六番一、二三七番、二三八番一、二四〇番一、二四一番一、二四一番三、二六五番一、二六六番一、二六七番一、二六八番一、二六九番一、二七〇番一、二七一番一、二七二番一、二七三番一、四四六番一、四四七番一、四四八番一、四四九番一、四五〇番一、四五二番一、四五二番四、四五三番一、四五三番三、四五三番四、四五三番五、四五三番六、四六四番三の一部、四六五番一の一部、一七〇七番、一七〇九番、一七一一番一、一七一二番一、一七一三番、一七一四番、一七一五番、一七一六番及び一七一七番

二 認定年月日

平成二十一年九月三十日

三 認定計画書の縦覧場所

奈良県土木部まちづくり推進局建築課